

公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県条例第二十四号

##### 公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例（平成十八年広島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「条例は、」の下に「公立大学法人県立広島大学に係る」を、「法」という。

）の下に「第六条第四項の重要な財産であつて条例で定めるもの及び」を加え、「規定に基づき、」を「条例で定める」に改める。

第二条の見出しを「（法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産）」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第六条第四項の重要な財産であつて条例で定めるもの）

第二条 法第六条第四項の重要な財産であつて条例で定めるものは、次に掲げる財産とする。

- 一 県からの出資に係る財産
- 二 県からの支出に係る財産であつて法第四十二条の二第一項又は第二項の規定による認可に係る申請の日における帳簿価額が五十万円以上のもの

#### 附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。